



知っていますか？

特定小型原動機付 自転車のルール

※「特定小型原動機付自転車」とは、いわゆる電動キックボード等のうち一定の基準を満たすものです。

特定小型原動機付自転車は

免許不要

16歳未満は
運転禁止

運転に必要なこと

ナンバープレートを
取り付けましょう

自賠責保険（共済）に
加入しましょう

道路運送車両の
保安基準に適合している
ことを確認しましょう

主な交通ルール



車道の左端通行が
原則です



右折は二段階右折を
しましょう



信号や標識を
守りましょう



飲酒運転は禁止です



ながら運転は
禁止です



ヘルメットを
着用しましょう



交通事故発生時は
必ず警察署等への
届出が必要です

詳しいルールはこちら



静岡県交通安全対策協議会